

分権時代の新たな行政システムをめざして

—大阪府行政改革推進計画—

平成 9 年 3 月

大 阪 府

目 次

◎ はじめに	1
I 組織・機構について	2
1. 組織・機構	2
2. 出資法人	6
3. 附属機関	21
II 行政運営体制について	23
1. 定数管理	23
2. 人事・給与管理	24
3. 能力開発	25
4. 事務改善	25
III 事務事業について	27
IV 行政手続の簡素化と公正さ、透明性の確保について	31
V 行政の情報化について	39
VI 分権時代にふさわしい府と市町村との関係について	42
VII 中長期的な行政改革の課題について	44
1. 組織・機構の再編整備について	45
2. 人事管理について	46
3. 情報化の推進による行政システムの改革について	48
4. 公民の新たな役割分担の明確化について	49

は　じ　め　に

高齢化、国際化の進展やバブル経済の崩壊など、本府を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、時代の要請に応える府政を確立するため、行財政基盤を再構築することが求められている。このため、昨年1月に「分権時代の新たな行政システムをめざして—大阪府行政改革大綱—」（以下「大綱」という。）を策定し、現在この大綱に基づき、全庁を挙げて行政改革の推進に取り組んでいるところである。

この間、国、地方を通じて、財政の危機的状況が一段と深刻さを増すとともに、行政システム全体の抜本的見直しに対する社会的要請がさらに強まり、国においては地方分権をはじめ、省庁再編、規制緩和と官民役割分担の見直しなどの改革への取り組みが本格化してきている。

現在進行している社会経済環境の変化は、今後も相当長期間にわたって、その幅と深みを加えながら進展していくものと考えられることから、本府においても、従来の取り組みに加え、中長期的な展望を踏まえて、来るべき分権時代に府が担うべき役割を十分に果たしうる行政システムの確立を目指して、より一層の改革を進める必要がある。

このため、大綱に掲げた課題を着実に実施するとともに、中長期的な観点から新たな課題についても積極的に取り組んでいくこととし、その指針として、この「分権時代の新たな行政システムをめざして—大阪府行政改革推進計画—」（以下「計画」という。）を策定したものである。

本計画の策定に当たっては、庁内のワーキンググループの検討をもとに、府議会での議論、府民から寄せられた意見、さらに「分権時代の行政システムを考える懇話会」での議論等を参考としながら行政改革推進本部において取りまとめた。本計画に掲げた課題は、大綱の実施期間内（平成9年度中）に実施することを基本とするが、中長期的課題については、同期間内に、実施に向けての具体的な方策の確立を図る。

今後、本計画に基づき、府民をはじめ関係各方面の理解と協力を得ながら全力を挙げて行政改革を進めていく。なお、職員の勤務条件に係る事項については、関係団体と必要な協議を行う。

また、本府が現実即した行政改革を進めていくためにも、機関委任事務制度の廃止や地方税財源の充実強化など地方分権の推進が図られなければならない。本府においては、昨年12月に第三次の提言を発表したところであり、今後とも真に実効ある地方分権の実現に向けて、他府県や市町村とも連携して積極的な取り組みを進めていく。

I 組織・機構について

組織・機構については、本府を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、今後の府政の課題に的確に対応しうる簡素で効率的な組織体制の確立をめざし、大綱において示した項目を具体化し、順次実施していくとともに、新たな課題にも取り組む。

さらに、中長期的な視点に立って、今後の府政の重要課題に的確に対応するための全庁的な組織・機構のあり方についても検討を進める。（詳細については、「Ⅶ 中長期的な行政改革の課題について」を参照。）

また、出資法人については、大綱に基づき引き続き統廃合を進めるとともに、経営が困難となっている法人の経営健全化に向けた抜本的な取り組みを進めていく。

附属機関については、社会経済環境の変化等を踏まえ、統廃合等を行うとともに、委員の選任基準を作成し、運営の改善を図る。

1. 組織・機構

(1) 9年度の実施項目

〔政策立案機能の充実強化〕

地方分権の推進など、本府を取り巻く社会経済環境の急激な変化に的確かつ迅速に対応し、時代の要請に応える府政運営を行うため、トップマネージメントとの統合を強化することによって、政策の立案及び遂行に関する総合調整機能を充実強化する。

このため、企画室が担当している政策調整機能を知事直轄組織に移管し、総務課を政策調整室に再編する。また、企画室において、中長期的な社会経済の動向を踏まえ、計画的な府政推進を図るための取り組みを強化する。

〔防災・危機管理体制の確立〕

大規模災害をはじめとする府民生活の安全に関わる緊急事態に迅速かつ的確に対処するため、知事直轄組織に防災局長及び消防防災安全課を設置し、情報連絡体制や初動体制の確保など防災対策を含めた危機管理体制を確立する。

〔行政管理体制の強化〕

組織・機構の再編整備や出資法人の運営指導の強化など、行政改革の一層の推進を図るため、行政管理体制を強化する。

〔母子保健事業の市町村移管に伴う体制整備〕

地域保健法の施行により市町村に移管される母子保健事業について、市町村において早期に円滑な実施を図れるよう適切な支援を行う必要があることから、母子保健事業の所管を環境保健部に一元化する。併せて、母子保健事業と児童福祉施策等との一層の連携強化を図る。

〔農政の総合的な推進体制の整備〕

魅力ある都市農業の確立及び農空間の保全・活用をはじめとする農に関する諸施策の総合的な推進を図るため、農業振興課と耕地課を農の振興整備室に再編する。

〔農林技術センター能勢農場の廃止〕

農林技術センター能勢農場については、社会経済環境の変化を踏まえ、廃止する。（平成9年度末実施）

〔労働行政の効果的な推進体制の整備〕

労働行政（労政・労働福祉行政）を効果的・効率的に推進するため、国・市町村との連携を強化しながら、労働政策課において労働に関する情報収集・発信機能の強化を図り、労働福祉課を労働福祉推進課に再編して労働福祉事業の企画機能の一元化を図るなど本庁機能を充実するとともに、府内5ヵ所（4労働事務所、1支所）の労働事務所を3ヵ所に再編整備する。

(2) 10年度以降の実施項目 * () は実施目標年度

〔生涯スポーツ社会づくり推進体制の整備〕

「なみはや国体」及び「ふれ愛びっく大阪」の開催を契機として、府民のスポーツに対する機運が高まる中、「生涯スポーツ社会づくり」に向けた施策を総合的、体系的に推進する体制を整備する。（平成10年度）

〔税務執行体制の再編整備〕

公平・公正かつ適正な賦課徴収を推進するため、平成11年度末に予定されている特別地方消費税の廃止に合わせ、本庁及び府税事務所について、より効果的・効率的な税務執行体制の確立に向けて再編整備を図る。（平成12年度）

〔人権施策の推進体制の整備〕

同和問題についての諸課題の解決、「人権教育のための国連10年」に係る積極的な施策展開を通じての教育や啓発の推進及び大阪府全体としての人権施策の取組みに係る連絡調整を図るため、人権施策を総合的に実施する推進体制を整備する。(平成10年度)

〔府立知的障害児通園施設のあり方〕

府立知的障害児通園施設の百舌鳥学園について、市町村との役割分担を踏まえ、市へ移管する方向で検討する。

〔府立養護施設の再編整備〕

児童数の減少や児童問題の複雑多様化等、児童を取り巻く状況を踏まえ、民間施設との機能分担を明確化するとともに、新たなニーズに対応するため、府立養護施設のいずみ学園、菊水学園を再編整備する。

〔保健所の再編〕

地域保健法の制定に伴い、大阪府衛生対策審議会の答申内容を踏まえ、市町村との適切な役割分担と連携の下に府域全体の保健サービスの向上を図るとともに、現行22保健所7支所を15保健所14支所に再編する。ただし、諸条件の整備を図るため、経過期間を設け実施は平成12年4月とする。

併せて、支所のあり方及び政令市化についても検討を行う。

〔病院管理機能の一元化〕

府立の病院の経営改善に向け、本年度末に策定した「府立5病院経営改善計画」を着実に実施するため、各病院の経営管理機能を一元化して効率化を図るとともに、本庁の経営指導機能を強化する。(平成10年度以降順次)

〔府立松心園のあり方〕

府立自閉症児施設である松心園については、府立中宮病院の再編整備を検討する中で、本院との一体的かつ有機的な連携を行い、効率的な運用が図れるよう見直す。

〔産業開発研究所のあり方〕

産業開発研究所については、社会経済環境の変化を踏まえ、経済・経営に関する調査研究及び経営支援業務の今後の方向性や本庁との役割分担のあり方について検討し、その体制の見直しを行う。（平成10年度以降）

〔農林技術センター能勢種畜場の見直し〕

農林技術センター能勢種畜場については、その機能を見直し、府民の新たなニーズに対応できるよう、試験研究機関としては組織を廃止し、新たに公の施設として設置する。（平成11年度）

〔府立大学の事務執行体制の整備〕

府立大学について、新たな時代の要請に適合する教育・研究ニーズにあった環境整備を行うとともに、事務のシステム化、情報の一元化を進め、簡素、効率的な事務執行体制を整備する。（平成9年度・11年度）

〔水道部の再編整備〕

高度浄水施設の整備事業の概成に合わせて、本格的な維持管理時代にふさわしい効率的な業務運営体制の確保を図るため、水道部組織の再編整備を行う。（平成11年度）

2. 出資法人

(1) 経営健全化への取り組み

出資法人については、民間や他の地方公共団体等との協力・連携を図りながら、柔軟で多様な施策展開を行っていくうえで大きな役割を果たしているが、近年の社会経済状況の変化により、経営環境は厳しくなっており、その適正な運営を図っていくことが、重要な課題となっている。

このため、各法人が事業実施形態や組織規模等に応じて、自主性・自律性を発揮しながら、一層の経営健全化を行うよう指導する。

また、必要に応じて外部の専門機関等による経営診断を行う。

① 累積欠損金を有する法人

累積欠損金を有する法人については、それぞれの赤字要因を踏まえ、当面単年度黒字転換を図れるよう、「別表1」に基づき経営健全化に取り組むこととする。

なお、こうした取り組みによっても経営健全化が進まない法人については、抜本的な事業の見直し等を検討する。

② 面的開発プロジェクト・鉄道網整備を行っている法人

面的開発プロジェクト・鉄道網整備を行っている法人については、事業開始前で累積欠損金を有する法人もあり、事業経営上の課題に応じて採算性を確保する観点から、「別表2」の対応方針に基づき必要な措置を講じるとともに、今後も長期の収支見通しに基づき事業の点検を行い、必要な事業の見直し等を行う。

③ その他の法人

その他の法人の内、法人運営上の課題を抱える法人については、「別表3」に基づき役職員数の見直しや事務費の削減等により効率化を図るなど、社会経済情勢の変化に対応した法人運営に努めることとする。

また、その他の出資法人についても、事務事業の見直しや事業実施方法の改善等を進めることにより、府の派遣職員を含めた役職員数の見直しや事務経費の節減を図る。

(別表1)

累 積 欠 損 金 を 有 す る 法 人

法 人 名 〔累積欠損額〕	赤字の要因・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
㈱千里ライフサイ エンスセンター 〔3,319百万円〕	ビル建設費の増高により、 減価償却費及び支払利息が大 きくなっているため赤字を計 上。 金利引下げなど主要株主に よる協調支援を行うととも に、委託費の見直し等による 経費の削減やテナント入居率 の向上に取り組んでいる。 〔平成17年度〕	テナント入居の促進などの一層 の経営努力に加え、主要株主によ る協調支援体制の継続を求めるな ど、策定済の経営健全化計画の遂 行に努める。
関西高速鉄道㈱ 〔989百万円〕	開業前のため（9年3月開 業予定）赤字を計上。 建設費や支払利息の償還が 大きいため、長期間にわたっ て赤字が見込まれるが、開業 後23年目には損益収支が累積 黒字に転換する見込み。 なお、工事費の増高に対し ては、公民が協力して支援を 行うこととなっている。 〔平成23年度〕	開業後はJRへの線路の貸し付 けが主となることを踏まえ、組 織・役職員数を見直すなど、経費 節減に取り組んでいく。

(注) 累積欠損額は平成7年度決算。以下同様。

法人名 〔累積欠損額〕	赤字の要因・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
(財)大阪府マリーナ協会 〔109百万円〕	浮棧橋等の構築物について、多額の減価償却を行っているため赤字を計上。 〔平成12年度〕	国体終了後、競技用に留保している部分について契約艇数の確保に努めるなど、一層の経営改善に取り組む。
(財)阪南医療解放センター 〔6,356百万円〕	昭和62年度に経営改善を図るため増床を行ったが、その後診療報酬の改定が抑制されていること等のため赤字を計上。 平成6年度に新たに経営改善計画を策定し、人件費等経費の節減や人間ドック等の検診拡充など増収に努めている。	現在の取り組みを強化するとともに、府の医療政策における将来の病院の役割を検討し、併せて単年度収支の黒字転換に向け人件費の抑制を図るなど、取り組みを一層強める。
(財)大阪府研究開発型企業振興財団 〔4百万円〕	基金元本分を返済したことにより、剰余金を取崩し基金元本に繰り入れたため赤字を計上。 〔平成8年度〕	基本財産の効率的な運用を行うなど、健全経営に努める。

法人名 〔累積欠損額〕	赤字の要因・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
(株)大阪繊維リソースセンター 〔1,260百万円〕	<p>経済環境の変化により、テナント入居率、研修施設利用率が当初計画を大きく下回っているため赤字を計上。</p> <p>入居率の向上や人件費をはじめとする経費節減等により、経営健全化を進めている。〔平成20年度〕</p>	<p>引き続き、現在の取り組みを進める。</p> <p>併せて、民間からの会費収入の拡大等の増収策を講じるとともに、効率的な組織運営体制を確立し、人件費等の業務運営経費の削減措置を講じる。</p>
(株)松原食肉市場公社 〔873百万円〕	<p>牛肉の輸入自由化や景気の後退等により集荷頭数が減少していることから赤字を計上。</p> <p>集荷頭数の拡大や施設使用料の確保、経費の節減に努めている。〔平成14年度〕</p>	<p>集荷頭数の拡大を図るとともに、使用料の見直しや人件費の抑制など、経営改善に努める。</p> <p>食肉市場の動向を踏まえ、今後の市場のあり方を含めた対処方針を確立する。</p>
(株)大阪泉大津フラワーセンター 〔531百万円〕	<p>経済環境の変化等に伴う花き市場の低迷により、市場取扱高が当初予想を大きく下回っている他、一部空き施設も生じ赤字を計上。</p> <p>集荷対策事業を行うとともに経費の削減に努めている。 〔平成18年度〕</p>	<p>取扱高の確保を図るとともに、役職員数の見直しや空き施設の利用の促進を行う。</p>

法人名 〔累積欠損額〕	赤字の要因・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
(株)大阪鶴見フラワ ーセンター 〔521百万円〕	<p>経済環境の変化等に伴う花き市場の低迷により、市場取扱高が当初予想を大きく下回っているため赤字を計上。</p> <p>集荷対策事業を行うとともに経費の削減に努めている。</p> <p>〔平成21年度〕</p>	<p>取扱高の確保を図るとともに、組織の簡素化や役職員数の見直しを行う。</p>
(財)大阪府勤労者福 祉協会 〔119百万円〕	<p>施設の老朽化、宿泊サービス業界全体の低迷や民間の類似施設との競合等により「憩の家」等の利用客が減少し、赤字経営に陥っている。</p> <p>人件費の抑制やサービス向上による利用者数の増加に努めている。〔平成9年度〕</p>	<p>引き続き、現在の取り組みを進めるとともに、社会経済環境の変化や府民ニーズの状況等を踏まえ、「憩の家」等の今後のあり方を含めた対処方針を確立する。</p> <p>また、民間における効率的な運営手法の導入など、経営のあり方についても検討を行う。</p>
岸和田港湾都市(株) 〔289百万円〕	<p>平成8年度までは、埋立工事、商業施設の整備を行っており、営業開始前のため赤字を計上。</p> <p>商業施設の営業開始に向けて、テナントの誘致を強化するとともに、住宅の建設準備を進めているが、ホテル事業等、一部事業内容が未確定なものがある。〔平成17年度〕</p>	<p>商業施設等の入居を促進するとともに、住宅・業務ビル用地等の計画的な分譲を行い、収益の安定を図る。</p> <p>ホテル事業については、採算性を見極め、事業実施の方法を確定する。</p>

法人名 〔累積欠損額〕	赤字の要因・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
(財)大阪府まちづくり推進機構 〔19百万円〕	金利低下により基本財産の運用収入が減少しているため赤字を計上。 事務所移転等により、経費の削減に努めている。 〔平成9年度〕	引き続き経費の削減に努めるとともに、事業の拡大により収入の確保に努める。
(財)大阪府りんくうセンター 〔544百万円〕	金利低下により基本財産の運用収入が大幅に減少するとともに、暫定駐車場会計が初期負担等により大幅な損失が生じており、赤字を計上。 暫定駐車場事業について管理委託料等の節減に努めているが、暫定利用期間内には累積欠損金の解消は困難な状況。	暫定駐車場事業について規模縮小を含めた抜本的な経営改善策を講じるなど、一層の経営改善に努める。 職員数の見直しなど、一層の経営改善に努める。

法人名 〔累積欠損額〕	赤字の要因・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
(株)テレコムりんく う 〔813百万円〕	<p>電波障害対策事業について、りんくうタウンへの企業進出の遅れから初期投資の回収が遅れていることから赤字を計上。</p> <p>また、自社ビルの保有については、他事業の展開の遅れから、その保有コストが経営を圧迫している。</p>	<p>当面は受託事業等収入が見込める事業を中心に実施し、それを踏まえて組織人員体制の削減に努める。</p> <p>自社ビルについては、一部を賃貸に切り替え、入居テナントの確保に努めるなど、ビル保有コストの削減を行う。</p> <p>ビル2期棟建設については、事業採算性を十分見極め慎重に対応する。</p>
りんくうゲートタワービル(株) 〔1,420百万円〕	<p>景気の低迷等に伴う入居テナントの確保の遅れ、及び賃料の低下のため赤字を計上。</p> <p>テナントの確保に努めるとともに、金利の低減や人件費の抑制に努めている。</p> <p style="text-align: right;">〔平成29年度〕</p>	<p>役職員数の見直し、入居率の向上等の取組みを進め、経営の健全化に努める。</p>

法人名 〔累積欠損額〕	赤字の要因・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
(財)千里保健医療センター (1,934百万円)	周辺の医療施設の整備等による経営環境の悪化により赤字を計上。平成6年度に経営診断を実施し、これに基づき使用料等の改正や医薬品等の一括購入による材料費の削減を行っている。 (7年度 単年度黒字転換)	引き続き、病床利用率の向上等により増収を図るとともに、人件費や材料費の節減等による経費削減により、経営の健全化に努める。 また、府の医療施策における位置付けを明確にし、所管部局の見直しを含め、その運営指導体制を整備する。

(別表2)

面的開発プロジェクト等関連法人

法人名 〔累積欠損額〕	事業経営上の課題・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
国際文化公園都市 ㈱ 〔553百万円〕	現在、用地取得を実施中。 住宅・都市整備公団の仮換 地指定以降、分譲を行う予定 となっているが、地価の下落 等の影響により、採算性を確 保するための経営努力が必要 となっている。	国の研究機関等の誘致、立地企 業の確保を図るとともに、事業 採算性を見極めながら、土地利用 計画の具体化を進める。
㈱いずみコスモポ リス 〔255百万円〕	現在用地造成を実施中。 平成9年度から土地分譲を 行う予定であり、現在、分譲 に向けての積極的な企業誘致 活動を行っている。	分譲予定期間内に企業の誘致が 達成できるよう、地元市とも連携 を強化し、積極的な取り組みを進 める。
㈱泉佐野コスモポ リス 〔3,377百万円〕	経済環境の変化に対応し て、事業計画の抜本的な見直 しが求められている。	早期に事業計画の抜本的見直し を行うとともに、法人の今後のあ り方について、関係者との協議・ 調整を進める。

法人名 〔累積欠損額〕	事業経営上の課題・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
(株)岸和田コスモポリス 〔79百万円〕	<p>用地造成に未着手。</p> <p>現在、関係機関の協力体制のもと、事業成立性等を踏まえた事業方策の検討を行っている。</p>	<p>地元市等の関係機関と早急に協議を進め、事業成立性を確保するよう、今後の事業方策を確立する。</p>
(財)大阪府産業基盤整備協会	<p>和泉コスモポリス事業については、現在、用地造成を行っており、分譲に向けての積極的な企業誘致活動の展開を行っている。</p> <p>今後、社会経済環境の変化を踏まえ、協会の事業展開方針を明確にする必要がある。</p>	<p>和泉コスモポリス事業については、分譲予定期間内に企業誘致が達成できるよう、地元市とも連携を強化し、積極的に取り組む。</p> <p>今後、社会経済環境の変化を踏まえ、協会の事業展開方針を確立し、それに応じた組織人員体制とする。</p>
(財)国際見本市協会 〔647百万円〕	<p>施設の老朽化や民間ホテルの建設に伴い、宿泊・宴会などの利用客が減少していることから赤字を計上。</p> <p>現ホテルの建て替えを行う。(平成13年度オープン) 〔平成21年度〕</p>	<p>採算性を確保するよう関係者間の協議をすすめ、ホテル経営の民間移行を行う。</p> <p>民間移行後は、法人の統廃合を検討する。</p>

法人名 〔累積欠損額〕	事業経営上の課題・取組状況 〔単年度黒字転換目標〕	今後の対応方針
大阪高速鉄道(株) 〔14,637百万円〕	<p>一期事業区間の内一部開業を行ったため赤字を計上。</p> <p>建設費の低廉化や私鉄OBの活用による人件費の抑制等に努めている。</p> <p>〔平成10年度〕</p>	<p>環状モノレール（一期・二期）全線開業による営業収入の増収を図るとともに、建設費の低廉化、人件費の抑制等の取組み等を強力に進めるほか、環状モノレール（一期・二期）建設の終了に伴い組織の見直し、人員の削減を行う。</p>
大阪府住宅供給公社	<p>地価下落等の影響及び面的開発プロジェクト（津田サイエンスヒルズ、水と緑の健康都市、南河内・健康ふれあいの郷）関連事業における事業見通しを踏まえ、公社の経営基盤の安定を図る必要がある。</p>	<p>保有地の有効活用や人件費等の経費の削減を行い、長期的な経営の安定を図る。</p>

(別表3)

その他の課題を有する法人

法人名	現在の課題・取組状況	今後の対応方針
(財)千里ライフサイエンス振興財団	預金金利の低下により、基本財産の運用収入が減少しており、事業を一部縮小するとともに、過去の繰越し金を取り崩している。	事務費をはじめとする経費の削減や基本財産の運用方法の工夫、賛助会員制度の拡大など収入の確保に努める。(平成9年度黒字転換を目指す。)
(財)大阪府大学学術振興基金	預金金利の低下により、基本財産の運用収入が減少していることから、平成3年度以来単年度収支の赤字が続いている。 常勤役員の見直しなど、管理経費の削減に努めている。	今後とも、一層の経費削減を図るとともに、基本財産の効率的な運用を行うなど、健全経営に努める。(平成8年度黒字転換予定)
岸和田港木材倉庫 (株)	木材産出国の資源保護の動きや国内の木材需要の変化に伴い原木の入荷量が年々減少してきており、それに伴い、主要な収入源である保管料収入も減少傾向にある。	事務費の削減を図るとともに、役職員数の見直し等により人件費の削減を図る。 木材需給構造の変化を踏まえ、今後の事業方策の検討を行う。

法人名	現在の課題・取組状況	今後の対応方針
(財)大阪府建設監理協会	協会の主要事業である本府からの受託事業の推移を踏まえた今後の対応が求められている。	<p>協会の事業量の推移を踏まえ、必要に応じて役職員数の見直しや経費の削減を進める。</p> <p>今後とも、市町村等からの受託事業の拡大に努め、経営の安定化を図る。</p>
(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	学校給食部会計に対する国庫補助（小麦粉委託費）が廃止されたこと及び経費の増高等により、平成4年度から毎期単年度赤字が発生。	管理経費の適正化を図るための方策を確立するなど、経営健全化に向けた取組みを進める。

(2) 法人の統廃合等

設立当初の目的を概ね達成した法人、類似事業を実施する法人及び社会経済環境の変化等による構造的要因により、健全な経営の確保が困難と予測される法人について見直しを行うほか、社会経済環境の変化に対応しうるよう、法人の規模や事業範囲についても検討を進め、法人の統廃合を進める。

① 統廃合等を行うもの

- ・ (財)大阪府青少年活動財団と(財)能勢の郷の統合（8年度中）
- ・ (財)日本民家集落博物館と(財)大阪府博物館協会の統合（9年度）
- ・ (財)大阪府職業能力開発協会と(財)大阪府職業訓練協会の統合（10年度中）
- ・ (財)大阪府臨海センターの統合（10年度以降）

② 引き続きあり方を検討するもの

法人名	対応方策
(財)大阪産業廃棄物処理公社	廃棄物処理事業終了後の法人のあり方について検討する。
(財)大阪府住宅管理センター	住民サービスの向上とより円滑で効率的な管理体制を整備するため、府とセンターとの機能分担を明確にする。

(3) 活性化に向けた取り組み

各法人が主体性を発揮しながら、連携して研修等を行う「法人研修推進担当者会（仮称）」を設置し、大綱に掲げた以下の項目について、平成9年度以降順次実施していく。

- ・ 府が有する研修に関するノウハウの提供など、法人研修への支援。
- ・ 法人合同の新規採用者や新規昇任者を対象とした階層別研修。
- ・ 業務を通じた人材の育成と組織の活性化を図るための法人間及び府との派遣研修や人事交流。
- ・ 将来にわたって法人運営に必要とされる専門能力や経営管理能力等を養成するための民間企業等への派遣。

(4) 法人の経営状況等の公表

出資法人は、重要な社会的責務を担っており、府民の理解と協力を得ながら事業活動を行うため、各法人が自主的にその経営状況等を公表するよう促す。

また、本府においても、各法人の協力の下に議会への報告に準じた経営状況等の公表に努める。

(5) 法人に対する運営指導体制の強化

出資法人監理委員会の機能の充実を図るとともに、各部に法人監理を担当する職員（事務改善等を担当する職員を充てる）を配置するなど、法人に対する運営指導体制を強化する。

3. 附属機関

附属機関については、下記のとおり機関の見直しを図るほか、委員の選任基準を作成し、附属機関の設置目的が十分達成されるよう、引き続き運用の適正化を図る。

(1) 附属機関の見直し

① 廃止・統合するもの

(平成8年度中)

- ・大阪府民劇場運営審議会
- ・大阪府優生保護審査会
- ・大阪府商工業振興審議会
- ・大阪府交通安全対策審議会の大阪府交通安全対策会議への統合

② 部会を廃止するもの

(平成8年度中)

- ・大阪府衛生対策審議会(生活衛生部会 等4部会)

③ 委員数の削減を行うもの

(平成8年度中)

- ・大阪府青少年問題協議会
- ・大阪府社会福祉審議会
- ・大阪府製菓衛生師試験委員
- ・大阪府調理師試験委員

(平成9年度中)

- ・大阪府消費者保護審議会
- ・大阪府公衆浴場入浴料金審議会

④ 今後見直しを検討するもの

- ・大阪府税審議会
- ・大阪府保健所運営協議会
- ・大阪府結核診査協議会
- ・大阪府内職あっせん所運営審議会

(2) 委員選任基準について（平成9年度実施）

項目	選任基準
委員定数の基準	運営の効率化と実質的な審議を確保するための必要最小限
府職員及び元府職員の就任制限	特別な理由のない限り委員としない
在職期間の制限	原則10年まで
多重兼職の制限	原則4機関まで（他団体の委員への応嘱状況も留意）
年齢の制限	原則70歳まで
女性登用の基準	「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画－女と男のジャンプ・プラン－」（登用率25%）に留意
その他	府下在住勤： 選任にあたっては、できる限り府下に在住する者または勤務する者のなかから適任者が得られるよう努めること。 あて職の扱い： 長期在職、多重兼職を避ける観点から団体代表者に限らず適任者が得られるよう推薦依頼にあたって配慮すること。

※ 基準遵守を原則としつつ、次の場合については、在職期間、多重兼職、年齢の制限の例外として扱うことができるものとする。

- ① 市町村の首長、府議会議員、当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合。
- ② 専門的知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合。

II 行政運営体制について

行政運営体制については、社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、限りある人材を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を挙げ得るよう大綱に掲げた基本的な考え方にに基づき、継続的に取り組んでいくことが重要である。このため、「定数管理」「人事・給与管理」「能力開発」「事務改善」の4つの柱に沿い、大綱実施項目等の具体化に引き続き努めることとするが、重点的に取り組む課題等として、以下の項目について、実施・検討を進める。

1. 定数管理

(1) 一般行政部門

- ・ 定数管理については、今後の本府の行政需要の動向等を勘案しつつ、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、既存部門の人員は、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、事務処理方法の改善等の取り組みの徹底により、積極的な見直しを図る。

そのため、引き続き、目標値の設定などの手法を活用し、配置人員の見直しに努める。

- ・ 新規の行政需要に対応する人員の配置については、厳しく精査・抑制した上、必要な要員は上記の既存部門の減員により確保した要員を再配置する。
- ・ また、事務事業の見直しなどを踏まえ、主要職種の採用数については、今後3ヵ年の間、過去5年間の採用実績の7割削減の水準まで抑制に努める。

(2) 教育部門

教員の定数については、今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、国の標準法並びに定数改善計画に基づく配置をはじめ、教育諸課題に対応するための本府独自の措置についても適切に行うなど、一層適正な定数管理に努める。

(3) 警察部門

年々、増加する警察現象に対応するため、組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間能力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、治安情勢の推移を見極め、適正な定数管理に努める。

上記の取り組みを進めることにより、今後3ヵ年（平成9～11年度）において、概ね2,200人の定数削減を見込む。（一般行政部門 約200人、教育部門 約2,000人）

2. 人事・給与管理

(1) 自己申告制度の導入

職員自身から業務に対する希望や健康状態等の客観的情報を申告させる「自己申告制度」を導入（平成8年度実施済）し、人事異動等に活用するなど、より一層の職員の能力開発と勤務意欲の向上を図っていく。

(2) 選択定年制の導入

従来から、人事の刷新、公務能率の向上及び財政負担の軽減を図るため、55歳以上の職員を対象に特別退職勧奨制度を実施してきたが、職員のライフプランを支援する観点も踏まえ、その適用範囲を50歳以上の年齢層にまで拡大する改正を行ったところであり、当面は、この制度の実効を期するように努めていく。

（平成8年度末退職者から適用）

(3) 給与制度

給料の調整額については、国において、調整水準等の見直しを行ったところであり、国に準じた調整方式に改めた。（平成9年1月実施）

特殊勤務手当については、今後とも社会経済情勢の変化等に即応し、その業務内容や勤務環境の実態について、常にその調査を行い、必要なものについては、適切な見直しを行う。

3. 能力開発

能力開発については、大阪府職員研修推進計画に沿いつつ、大綱に掲げた実施項目の具体化を図る。とりわけ、経営感覚やコスト意識など民間の柔軟な発想に触れることにより、職員の能力向上を図るため、合同研修の実施など民間との交流を積極的に進める。

4. 事務改善

(1) 権限の明確化と意思決定の迅速化

権限の明確化と意思決定の迅速化を図るため、本庁・出先機関間の事務分担の見直し及び事務決裁権限の下位委譲を進める。

〔事務分担の見直し〕

- ・農と緑の総合事務所への権限委任の実施（平成8年度実施）
- ・労働事務所における労働福祉事業の企画機能の本庁一元化（平成9年度実施）
- ・土木事務所への権限委任の拡大（平成8年度実施）
- ・教育振興センターにおける府費負担教職員の給与関係事務の本庁一元化（平成8年度実施）

〔合議の見直し〕

- ・職員の任免、海外出張に係る決裁の簡素化（平成8年度実施）
- ・公印作製に係る合議の廃止（平成8年度実施）
- ・財政課への執行合議の簡素化（平成9年度実施）
- ・公報登載に係る合議の簡素化（平成9年度実施）
- ・訴訟事務に係る合議の簡素化（平成9年度実施）

(2) 役所言葉の見直し

官庁特有の言葉（「役所言葉」）の言い換えや敬称の見直しなどについての具体的な指針を策定し、この方針に基づき、府民に分かりやすく、親しみやすい文書づくりに取り組む。（平成9年度当初実施）

(3) 職員提案制度の実施

職員の斬新な発想の府政への反映、事務改善の促進及び府政への参加意欲と能力の向上を図るため、職員から事務の実態に則した問題提起やアイデアの提案を求める「職員提案制度」を創設し、平成8年度から実施した。

(4) 財務会計事務の改善

会計処理の適正化を図るため、予算、会計事務の改善について取り組みを進める。

(5) 事務改善の体制づくり

行政運営体制のより一層の簡素効率化と府民サービスの向上を図るため、各部に事務改善等を担当する職員を配置するなど、事務改善に向けた推進体制の整備を図る。

III 事務事業について

事務事業については、大綱に示した項目を着実に実施していくとともに、毎年、約2,000億円以上の財源不足が見込まれる状況の下、現下の社会経済情勢の変化や府と国・市町村・民間との役割分担を踏まえ、本府の実施している全ての施策について総点検を実施し、自立、互助、協働の観点から府民の理解と協力を求め、抜本的な見直しを行う。

その際、行政の原点である府民の安全を守る施策や社会的弱者の自立を支える施策さらに、今後の税源涵養につながる施策については、厳しい施策選択の上に立ち、極力、行政水準の維持に努めることとする。

(1) 事務事業の見直しについて

主要な事務事業については、大綱における事務事業の見直しの視点から検討を行い、各施策分野における主要事務事業について、個別見直しを行う。

なお、交付税の交付団体が続くと見込まれる本府の歳入構造を踏まえ、財源に余裕のあった時期に水準を上げた施策など、他府県に比較して高水準にある施策については、思い切った見直しを行う。

その他の事務事業についても、ゼロベースの視点から徹底した見直しを行う。

(平成9年度において見直しを行うもの別表4参照)

(2) シーリング等について

その他の施策についても、各行政分野ごとに施策の再精査を促すとともに、歳出削減を進めるため、平成9年度の予算編成にあたってシーリング等を実施し、311億円を削減した。

なお、10年度以降についても、シーリングを有効に活用できるよう検討していく。

(3) 主要プロジェクトの見直しについて

主要プロジェクトについては、府財政が今後とも引き続き極めて厳しい状況にあることから、当面、大綱で示した方針に基づいて取り扱うものとするが、行政改革期間中(平成7～9年度)、事業の推進又は着工を見合わせることにしたプロジェクトの同期間後の取扱いについては、平成10年度当初予算編成にとりかかる平成9年秋頃を目途に、その時点での財政状況や整備条件等を勘案し、判断することとする。

また、面的開発プロジェクト及び鉄道網整備については、需要の見極めと採算性の確保等の観点から、事業主体である出資法人の経営健全化と併せ、引き続き事業の点検及び見直しを行う。

(別表4)

(1) 行政改革大綱による事務事業の見直し

(単位：千円)

	事業名	見直し額又は見直し内容
廃止するもの	商工関係各種イベント事業(8件)	21,990
	関西国際空港内大阪特産品コーナー運営助成事業	5,000
	「ツアーエクスポ'95」出展事業	2,000
	中小企業団地開発促進事業	300,000
	種苗養成事業(育種母樹林管理業務)	464
	小計①(12件)	329,454
縮小するもの	被保護者緊急援護事業	34,243
	外国人研修生共同受け入れ事業	740
	ハイテク花工場運営費	7,109
	小計②(3件)	42,092
事務処方の改善	環太平洋地域青年交流事業	0
	妊婦・乳児一般(後期)健康診査委託事業	732,070
	乳幼児検診保健指導事業	211,945
	母性保護対策事業	26,337
	小規模事業指導事業	67,042
	職域労働福祉事業	750
	自転車駐車場整備事業	20,000
	視聴覚教育教育振興事業	545
	府営印刷業務	軽印刷部門において最新機器を導入するなど、府営印刷業務の効率化を図る。
	庁用自動車	交通網の充実等の状況を踏まえ、庁用自動車の配置の効率化を図る。
	公共施設の維持管理業務	効率性、府民サービスの向上等の観点から、庁舎管理業務の委託を行うなどの改善を図る。維持管理業務の改善を図る。
	女性自立支援センター	老朽化した3カ所の婦人保護施設を統廃合し、新たな機能性を備えた施設として府立女性自立支援センターを開設する。
	小計③(12件)	1,058,689
	合計(①+②+③)(27件)	1,430,235

(2) 財政健全化方策(案)による見直し

(単位:千円)

事業名	見直し額
広報の重点	93,855
職員被服貸与費	16,916
府職員互助会補助金	43,987
職員研修事業(合宿研修)	14,056
大阪府家計調査費	20,625
ホストコンピュータ経費	2,809
私学助成経常費助成(高・中・小)	1,099,796
私学助成経常費助成(幼稚園)	332,724
私学助成教材費助成(幼稚園)	21,185
私学助成私立高等学校等授業料軽減助成	△64,006
私学助成私立幼稚園保育料軽減助成	-
大阪府育英会助成費	63,120
生活関連物資対策費	1,798
青少年健全育成条例施行費	16,515
服部ユースホステル運営費	7,700
国民健康保険事業補助金(特別助成分)	190,000
民間社会福祉施設従事者給与改善費	検討中
民間社会福祉施設整備促進事業	405,973
老人保健施設整備事業	296,619
老人医療費公費負担事業(単独)	検討中(衛生対策審議会諮問中)
児童用採暖費補助金	50,656
老人保健事業健康診査管理指導事業	1,545
成人病予防啓発事業	1,378
病院事業会計繰出金	893,612
商業近代化推進事業	-
都市農業振興事業費	28,959
畜産経営環境整備事業	11,440
緑化樹養成配付事業費	34,906
緑化支援隊事業費	10,475
オアシス構想推進事業費(府単)	56,700
こまわり産地野菜価格安定事業	-
野菜価格安定緊急対策事業費	2,587

(単位：千円)

事業名	見直し額
勤労者住宅資金融資促進費	3,520
労働金庫貸付金	600,000
高齢者・パートの職業相談事業等	1,258
大阪市バス車両購入費補助金	50,000
流域下水道維持操作費補助金	-
緑住タウン支援事業	21,667
特定賃貸住宅建設資金等助成事業	-
不良住宅地区改善事業(一般分)	47,600
府営住宅環境改善事業	-
水道事業補助出資金(水道事業会計への繰出金)	310,000
大規模交番の建替	419,095
待機宿舍整備	-
警察庁舎維持管理	-
外国青年(英語指導助手)招致事業(中学分)	51,324
地域社会教育活動振興費補助金	36,488
公立スポーツ施設整備費補助金	56,400
社会教育施設整備費補助金	23,100
その他事務事業の見直し(75件)	1,271,717
合計(124件)	6,548,099

(注) 「-」の事業は、見直しの方向については定まっているが、9年度については、事業費ベースで見直し効果が出ていないもの。

(4) 府有財産(土地・建物)の有効活用について

府有財産については、大綱に基づいて「効果的・効率的活用の推進」、「施設整備等の全庁的・総合的取り組みの強化」及び「売払い等の推進」を図る。

IV 行政手続の簡素化と公正さ、透明性の確保について

行政手続の簡素化を推進し、かつ、行政の公正さ及び透明性を確保し、府民に信頼される府政を確立するため、大綱で示した項目を着実に実施していくとともに、引き続き、規制緩和、申請書類等の簡素化及び適正な行政手続の実施に努める。

(別表5参照)

(1) 規制緩和

規制緩和、府民の負担軽減の観点から事務の見直しを行い、許認可等や届出の必要な範囲の変更等を行う。

また、常に許認可等や行政指導のあり方について見直しを実施し、公正かつ効率的な行政目的の実現に努める。

(2) 申請書類等の簡素化

申請書等の必要部数の削減、添付書類の削減、押印を廃止する申請書等の範囲の拡大など申請書等の簡素化にさらに努める。

(電子データによる手続の推進)

営業者等に名簿、帳簿、台帳等の保存が義務づけられている場合、コンピューター等により電子的にデータを処理しているときは、その電子データに法令上必要な情報が含まれている等一定の要件が満たされていれば、それで足りるものとする。

また、国等の動向を踏まえ、フロッピーディスクなど電子データによる申請、届出等を認めることを業務の内容に応じて推進することとし、今後、セキュリティ対策、本人確認の方法などシステム面、法制度面の課題について検討する。

(3) 適正な行政手続の実施

行政手続法又は大阪府行政手続条例に基づく標準処理期間について、未設定のもの の設定に努めるとともに、効率的処理を図り、処理期間の適正化を進める。

(審査基準等の閲覧体制の整備)

府が行政手続法又は大阪府行政手続条例に基づいて設定している審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導の指針について、それぞれの担当窓口等での閲覧に加え、これらを集めて備えつけ、府民が自由に閲覧できる体制を整備する。

(別表5)

行政手続の簡素化等の実施項目

項 目	実 施 項 目
許可等の基準、要件等の緩和を行うもの	<p>① 伝染病予防法上の施設の増改築の認可基準及び構造基準を適正なものに改める。(10年度以降)</p> <p>② 微生物検査施設の許可基準を緩和する。(10年度以降)</p> <p>③ 近郊緑地保全区域での一定の行為の着手・完了届を廃止する。(実施済)</p> <p>④ 公有土地水面の使用許可においては、保証人を不要とする。(9年度)</p> <p>⑤ 港湾施設使用者においては、保証人を不要とする。 (9年度)</p> <p>⑥ 都市計画施設などの区域内において、必要な条件をみたす場合は、3階建てまでの建築許可の緩和運用を実施する。 (実施済)</p> <p>⑦ 一部地域の許可を要する開発行為の面積を300㎡から500㎡に変更する。(8年度)</p> <p>⑧ 市街化調整区域(用途地域指定のない区域のみ)の建築物の高さ制限を一律10mから日影規制に変更する。 (9年度)</p> <p>⑨ 宅地造成工事の計画変更について、擁壁の寸法変更等軽微な計画変更については、廃止・再申請の手続を変更承認で取り扱う。(8年度)</p> <p>⑩ 金属くず営業の許可を営業所ごとの許可から営業者単位の許可に許可単位を緩和する。(10年度以降)</p> <p>⑪ 法令等により府民に保存を義務づけている台帳等の電磁的方法等による保存を認める。 ・ 大阪府公益法人の監督に関する規則第17条の収入及び支出に関する帳簿ほか2帳簿(9年度)</p>

項 目	実 施 項 目
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府公益信託の引受けの許可、監督に関する規則第16条の収入及び支出に関する帳簿ほか6帳簿（9年度） ・ 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例第8条に基づく従業員名簿ほか1帳簿（実施済） ・ 消費生活協同組合法に基づく組合員名簿（実施済） ・ 液化石油ガスに関する3帳簿（実施済） ・ 高圧ガス取締法に規定する高圧ガス充てん台帳ほか2帳簿（実施済） ・ 老人福祉施設入所者給付金支給台帳（実施済） ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく3帳簿書類・図面（実施済） ・ 浄化槽保守点検の記録ほか2帳簿（実施済） ・ 特設水道の水質検査記録ほか1帳簿（実施済） ・ 旅館等の宿泊者名簿（実施済） ・ 産業廃棄物の処理に関する事業者（処理施設を設置している者）の帳簿ほか5帳簿（実施済） ・ 中小企業公害防止資金特別融資における融資金の用途を証明する書類（実施済） ・ ばい煙量等測定記録表（実施済） ・ 水質汚濁防止法に基づく水質測定記録表ほか1帳簿 （実施済） ・ 微生物検査成績簿ほか1帳簿（実施済） ・ 大阪府中小企業設備近代化資金貸付規則に基づく会計帳簿のうち総勘定元帳、伝票類等（8年度） ・ 技術改善費等補助事業における経理関係書類、研究データ・記録等の研究関係書類（8年度） ・ 地域農業基盤確立農業構造改善事業費補助金経理帳簿 （9年度） ・ 地域農政推進対策事業費補助金経理帳簿（9年度）

項 目	実 施 項 目
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛防疫強化総合対策事業費補助金経理帳簿（9年度） ・ 大阪府中央卸売市場業務規程施行規則に基づく売買仕切書（10年度以降） ・ 認定職業訓練の訓練生出席簿ほか3帳簿（9年度） ・ 大阪府指定金融機関等の事務取扱要領に基づく受入日計表（実施済） ・ 金属くず受払い台帳（10年度以降）
許可等の有効期間を延長するもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 漁港施設の占用許可の許可期間を延長する。（9年度） ② 河川の占用許可の期間の上限を5年以内から10年以内にする。（実施済） ③ 防潮堤保護条例に基づく行為の許可期間の上限を5年以内から10年以内にする。（実施済）
<p>提出書類を簡素化するもの</p> <p>○申請書等の見直し</p> <p>○副本等の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請書等の記載内容の簡素化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査員候補者登録申請書（8年度） ・ 府立大学学生の住所変更届（9年度） ① 河川の占用許可申請書の提出部数について、必要部数を見直す。（9年度） ② 申請書等の副本を写しとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活協同組合事業資金借入申込書（9年度） ・ 衛生検査所関係6種類の申請書・届出書等（8年度） ・ 微生物検査施設関係4種類の申請書・届出書等（8年度） ・ 歯科技工所関係の2種類の届（9年度） ・ 公有土地水面関係の2種類の申請書等（9年度） ・ 砂防指定地内行為許可関係3種類の申請書等（8年度）

項 目	実 施 項 目
<p>○添付書類の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業関係の9種類の申請書等（8年度） ・ 府立高等学校入学者選抜関係の3種類の申請書等 （8年度） <p>③ 申請書等の副本の提出を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防指定地内行為関係の5種類の届（8年度） <p>① 添付書類を写しでよいとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府税関係申請、届等の添付書類15種類 ・ 府立大学の願書等の添付書類8種類（9年度） ・ 児童扶養手当受給資格の認定を受けている者についての母子寡婦福祉資金貸付申請の戸籍謄（抄）本（9年度） ・ 科学技術庁長官賞等推薦書の添付書類3種類（9年度） ・ 砂防指定地内行為許可申請書の添付書類（8年度） <p>② 大阪国際空港周辺営業者資金あっせん融資の利子補給金受給者の利息支払い証明書の提出を不要とする。（9年度）</p> <p>③ 果実生産出荷安定対策事業補助金に係る申請等における添付書類中「交付申請団体の定款」及び「事業計画書」を不要とする。（9年度）</p> <p>④ 2種類以上の漁業許可申請を同時に行う場合、重複する添付書類の提出を不要とする。（9年度）</p> <p>⑤ 防潮堤の行為許可の申請における添付書類中「費用明細書」を削除する。（9年度）</p> <p>⑥ 公有土地水面の使用の継続許可申請における提出資料を最小限とする。（9年度）</p> <p>⑦ 都市計画法の建築承認申請、工事完了届において、本申請の添付図面と変更がなければ、図面の添付を不要とする。 （8年度）</p> <p>⑧ 都市計画法第29条の開発許可における開発許可申請地の現況写真の添付を省略する。（8年度）</p>

項 目	実 施 項 目
	<p>⑨ 都市計画法第37条に基づく建築申請については、その申請理由により、添付する図書を区別し、添付書類を省略する。(8年度)</p> <p>⑩ 宅地建物取引主任者の変更登録申請における免許証の写しの提出を不要とする。(8年度)</p> <p>⑪ 公立高等学校入学者選抜に係る応募資格審査における提出書類の一部の提出を不要とする。(8年度)</p> <p>⑫ 教育職員免許状再交付申請の履歴書における所属長の証明を不要とするとともに、場合により履歴書等の提出を不要とする。(9年度)</p> <p>⑬ 金属くず業許可証の写真貼付を廃止する。(10年度以降)</p>
<p>府民からの提出書類の 押印を廃止するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧申請書(9年度) ・ 府物価モニター住所等変更届(9年度) ・ 府立大学の各種届等27種類(9年度) ・ 女子大学の施設、物品保管証(8年度) ・ 製菓衛生師免許申請書(9年度) ・ と畜場関係の6種類の申請(届出)書(9年度) ・ 食鳥処理業関係の6種類の申請(届出)書(9年度) ・ ふぐ販売営業関係の5種類の申請(届出)書(実施済) ・ 乳等に関する2種類の申請(届出)書(9年度) ・ 食品衛生関係の6種類の申請(届出)書(9年度) ・ 旅館業関係の6種類の申請(届出)書(9年度) ・ 興行場関係の6種類の申請(届出)書(9年度) ・ 公衆浴場関係の7種類の申請(届出)書(9年度) ・ 理容師関係の11種類の申請(届出)書(9年度) ・ 美容師関係の11種類の申請(届出)書(9年度) ・ クリーニング所関係の8種類の申請(届出)書(9年度) ・ 毒物劇物取扱者関係の2種類の申請書(9年度)

項 目	実 施 項 目
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受胎調節実地指導員住所変更届出書（８年度） ・ 窒素及び燐に係る測定結果報告書（８年度） ・ 大阪府航空機騒音対策住宅等移転資金利子補給要綱に基づく２種類の届（９年度） ・ 産業廃棄物関係の２種類の報告書（８年度） ・ 地域中小企業診断指導指針作成調査申込書（９年度） ・ 農林技術センターの農業機械等の返却願（８年度） ・ 中央卸売市場における売上報告書等２種類（９年度） ・ 公有土地水面使用許可工事竣工届（９年度） ・ 砂防指定地内行為関係の３種類の届（８年度） ・ 府営住宅入居者の収入報告書（９年度） ・ 衛星放送用パラボラアンテナ設置届出書（９年度） ・ 教員免許関係の願書等７種類（９年度） ・ 安全運転管理者、副安全運転管理者講習受講申出書 (９年度) ・ 運転免許関係の17種類の申請（申出）書（９年度） ・ 自動車教習所又は技能検定員関係の５種類の申請（申出）書（９年度）
<p>郵送等による受付、交付を行うもの</p>	<p>① 郵送やファクシミリによる受付を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性基金プリムラ賞顕彰事業の候補者の推薦書 (８年度) ・ 介護実習・普及センター利用申込書（８年度） ・ (特別管理) 産業廃棄物処理業変更・廃止届出 (８年度) <p>② 郵送等による交付を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活協同組合関係の８種類の認可書等（実施済） ・ 中国残留邦人等帰国祝金（８年度）

項 目	実 施 項 目
電子データによる申請 ・報告を可とするもの	① フロッピーディスクによるものを可能とする。 ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品製造（輸入販売）業許可等の申請（実施済） ・ 医療用具製造（輸入販売）業許可等の申請（8年度） ・ 毒物劇物営業者の登録等の申請（8年度） ・ 工場、事業場からの排出水中のCOD測定結果の訂正報告（実施済） ・ 中央卸売市場の月間売上報告書のうち月額販売額等（9年度） ・ 特殊車両通行許可申請（10年度以降） ② オンラインによるものを可能とする。 ・ 特定海洋生物資源の採捕量等の報告（8年度） ・ 府立公園のテニスコート等一部施設の利用申込（実施済）
出先機関への権限委譲を行うもの	① 占用許可権限等を土木事務所の長へ移譲する。（実施済）
目的達成による条例等の廃止を行うもの	・ 大阪府統計事務効績者表彰規程（実施済） ・ 大阪府古文化記念物等保存顕彰規則（10年度以降）

V 行政の情報化について

行政の情報化については、情報機器や庁内LANなどの情報基盤を活用したOA化の推進等による事務処理の効率化・迅速化と進展する情報ネットワークを利用した府民への情報提供の拡充の視点から、個人情報の保護及び費用対効果に配慮しつつ、大綱に掲げた実施・検討項目の具体化を図る。

さらに、情報化を活用した府民の府政への参加の促進を図る。

(1) 庁内LANなど情報基盤を活用した業務のシステム化

① 調査集約業務等庁内共同作業のシステム化

調査集約業務など庁内の複数課にわたる共同作業において、電子メールの活用や庁内LANを利用したシステム化を進める。当面は、庁内の環境状況や環境保全・創造の取り組み等の調査集約業務について具体化を図る。

② 政策立案を支援するシステムの整備検討

収集された情報を加工・分析して資料作成や意思決定に活用するシステムを段階的に整備する。当面は、電子掲示板を活用した庁内情報の共有化を進める。

③ 統計情報提供システムの構築

各種の統計データを共通端末機で検索、活用できる統計情報提供システムの具体化を進める。

平成8年度に、インターネットを活用して提供を開始した推計人口、府民経済計算等の情報提供に引き続き、平成9年度は国勢調査の集計結果表の情報提供を行う。

④ 地図データベースの整備

地図データベースの整備を業務単位で進めるとともに、ニーズの共通する各課での共同利用データベースの整備について検討・調整を進める。

⑤ 資金管理システムの構築

効率的な資金管理を行うため、事前に収入額、支出額を正確に把握し、将来予想を可能とする「資金管理システム」を構築する。

(2) 情報基盤の整備・拡充

① 職員が共通利用できるOA機器の整備推進

既に導入されている機器の更新時等を利用して、OA機器の共通機能化を順次進める。平成9年度は、府立学校及び教育委員会事務局の機器整備を図る。

② 全庁的ネットワークの拡充

本庁内においては、課内LANの整備、拡充を引き続き進める。

出先機関とのネットワークについては、各部局のオンライン端末機の更新時等を利用して、出先機関等のLAN整備と本庁LANとの接続を進める。平成9年度は、府立学校を含む「教育委員会総合情報ネットワーク（仮称）」を整備し、本庁LANとの接続利用に向けた条件整備を行う。

③ 国及び市町村との情報流通インフラの整備

国及び市町村とのネットワーク構築を進める。

平成9年度は、「農業農村整備積算システム」において、国、本庁（農林水産部耕地課）及び出先機関（8カ所）を結ぶ情報ネットワークの運用を開始するとともに、市町村とのネットワークのひとつとして、「防災情報システム」の一部運用を開始する。

(3) 情報化による府民サービスの向上

① インターネット、O-NET24を活用した情報提供の拡充

インターネットやパソコン通信などの普及に対応した新「行政情報提供システムのガイドライン」を策定し、これに沿ってインターネット、O-NET24（パソコン通信による行政情報提供サービス）を統括した運営体制を確立するとともに、両メディアの利用者が、知りたい情報に容易に到達できるようメニューの総合化、体系化を図る。

また、平成9年度はボランティア活動を総合的に支援するため、多様なボランティア情報を提供する「大阪ボランティア情報ネットワーク（仮称）」を開設する。

② 府と市町村等との連携した情報サービスの拡充

「オーパス・スポーツ施設情報システム」の対象となる府施設の拡大を図るとともに新たな市町村の参加を促進する。また、O-NET24で提供している情報内容をオーパスの情報ネットワークで提供できるようシステム整備を進める。

さらに、オーパスシステムを活用し、生涯学習情報の提供システムを再構築する。

③ 情報化を活用した府民参加の促進

情報ネットワークの双方向機能を活用した、府政への府民参加を促進する。

平成9年度は、時代のニーズに対応した青少年の新たなコミュニケーション手段を構築するため、パソコン通信を利用した電子会議室等「ユース・プラネット（仮称）」を開設するほか、インターネットを活用した「環境情報交流ルーム（仮称）」などを開設し、府民参加を促進する。

④ 手続き事務の電子化の推進

可能なものからフロッピーディスク等による申請、届出など、手続き事務の電子化を進める。

また、手続き事務の電子化を促進するため、必要な制度面での対応について検討を行う。

VI 分権時代にふさわしい府と市町村との関係について

(1) 大阪版地方分権推進制度の創設

地方分権の推進が具体の段階を迎えている中で、地域に係る行政は、府と市町村とが車の両輪となって自主的、総合的に実施していくことが求められている。

こうした観点から、市町村の自主的判断と選択に基づき権限移譲等を進める制度である大阪版地方分権推進制度の創設に向け、平成8年5月、府と市町村の共同検討の場として、府、市長会、町村長会の三者で大阪府・市町村分権協議会を設置し、市町村と協議を進めてきた結果、次のとおり基本的な枠組みを取りまとめた。

この枠組みを踏まえ、市町村と協議しながら、具体の事務移譲に向け取り組む。

○ 制度の目的

- ・ 分権時代にふさわしい府と市町村との関係を確立するため、市町村の自主的判断と選択に基づき、府から市町村への事務移譲や府の市町村に対する関与是正等、府から市町村への分権を推進するとともに、大阪が地方分権を先導する役割を果たすことを目的とする。

○ 事務移譲

○ 事務移譲手続

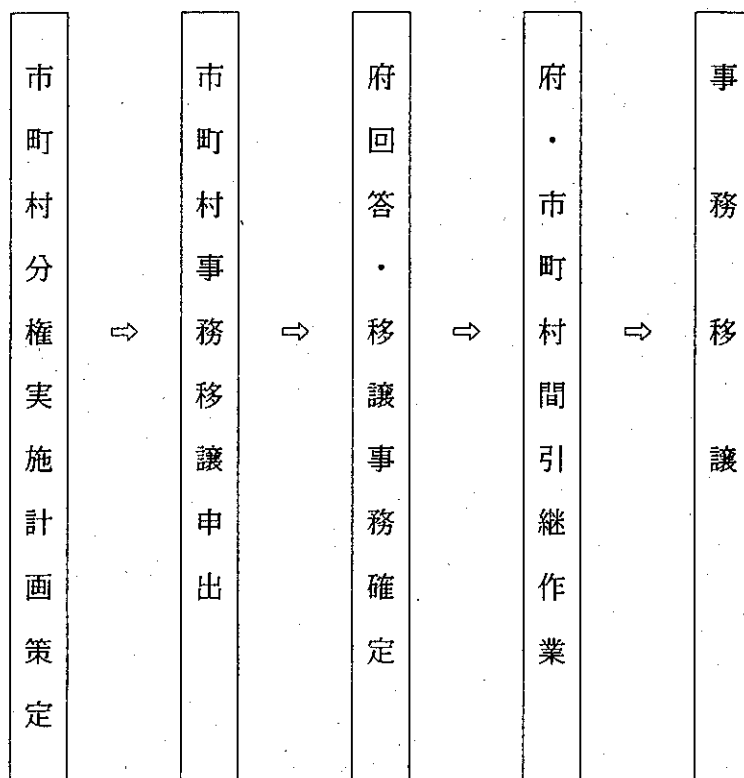
- ・ 本制度の活用を図る市町村は、地方分権に関する取組方針や移譲を希望する事務等について、「分権実施計画」を策定する。
- ・ 市町村は、分権実施計画に基づき、府に対して具体の事務移譲項目、必要な財源措置、希望する人的支援の内容等を申し出る。
- ・ 府は市町村の申出に基づき、移譲の可否、移譲に伴う財源措置、人的支援等を検討し、市町村に回答する。

○ 財源措置

- ・ 府は移譲に伴い、移譲事務の執行に必要な人件費及び事務費を経常的経費として交付する。手数料収入のある事務の交付金については、事務の執行に必要な費用の状況に応じて協議する。その他考慮すべき事項については、事務ごとに具体的に協議する。

- ・ 府は移譲に伴い、準備等に必要な諸費用を初期的経費として、初年度に交付する。
- 人的支援
 - ・ 府は市町村の要請に応じて必要な人的支援を行う。
- 関与是正
 - ・ 府の市町村に対する関与について、事務移譲手続に準じて市町村の求めに応じて見直しを検討し、可能なものについて実施する。

〔事務移譲手続参考図〕



(2) 大都市圏における自治制度のあり方

地方分権の進展により、府県と市町村の関係が変化していくのに加え、自治制度をめぐる環境も、産業経済の構造変化や生活行動領域の広がりによって大きく変わりつつある。このため、来るべき分権時代を展望しつつ、大都市圏における自治制度のあり方について研究を行う。

VII 中長期的な行政改革の課題について

当面、「I 組織・機構について」から「VI 分権時代にふさわしい府と市町村との関係について」までに掲げた方針に基づき、簡素で効率的な行政システムの構築を目指して取り組んでいくが、今後、地方分権の進展や情報化技術の急速な普及など、本府を取り巻く社会経済環境はさらに大きく変化していくと考えられることから、中長期的な視点に立ち、将来生起する諸課題に的確に対応できるよう、改めて行財政運営全般にわたって点検し、抜本的な改革を図る必要がある。

〔地方分権の進展、省庁再編など国における行政改革の取り組みの進展〕

昨年末には、地方分権推進委員会から第一次の勧告がなされ、本年中には残りの課題についても勧告が行われることとなっており、地方分権の推進はいよいよ具体化の段階を迎えている。

また、国においては、行政改革会議が設置され、省庁再編や官民役割分担の見直しなど、行政改革の取り組みが進められている。

このような状況の中で、本府においても来るべき分権時代における府県の役割を見据えて、地域の総合行政体としての機能を発揮していくことが求められている。

〔情報化技術の進展と普及〕

情報化技術の急速な普及、進展は、さまざまな面で社会に大きな変革をもたらしている。こうした情報化技術を活用して、事務処理の効率化とサービスの向上を実現しうる新たな行政システムを構築していくことが必要となっている。

〔行政ニーズの複雑、多様化と民間の自主的活動の広がり〕

社会経済環境の変化に伴い、府民の行政に対するニーズもより一層、複雑、多様化し、部局をまたがる行政課題が増加しつつある。こうした課題に対応し、迅速かつ総合的な施策展開を図っていくことが求められている。

一方、民間企業や非営利団体など民間の自主的活動が広がりつつあり、こうした状況を踏まえた公民の新たな関係を構築していくことが必要となっている。

〔団塊の世代の大量退職など組織の運営にかかわる条件変化〕

今後、新たな再任用制度の導入や団塊の世代の大量退職などによって、行政運営の基礎的な条件が大きく変化していくことが予想される。

このような中で、組織全体の活力を維持・向上していくためには、限られた人材を活用できる、より一層簡素で効率的な行政システムを整備する必要がある。

1. 組織・機構の再編整備について

(1) 基本的考え方

本府の組織・機構はこれまで基本的には地方自治法の標準部制に沿った形で設置運用されてきたが、今日、地方分権の進展や高齢化社会の本格化など、この枠組みの変容を迫る様々な要因が生じてきている。

国においても、省庁の再編が行政改革の重要な課題となっているが、分権時代における広域的な地方公共団体としての役割を担いうる簡素で効率的な組織・機構の整備を行う必要がある。

(2) 検討課題

地域の総合行政体にふさわしい行政システムを実現するとともに、今後の施策課題に機動的かつ総合的に対応しうるよう、以下に示すような検討方向に沿って関連する部局のあり方を検討し、部局の再編も含めて、最も効果的、効率的な組織・機構を整備する。

また、各部門において自律的な目標管理を促進する組織運営方法、課・室等の組織編成や府民に分かりやすい組織名称等のあり方についても検討を行う。

〔行政システム上の課題〕

- ・ 政策立案機能の一層の充実強化、全庁の総合調整機能の強化や市町村との連携強化を図る体制整備（直轄、総務部、企画調整部等）
- ・ 総合的な行政サービスの提供を図るための出先機関の再編整備など、府民にとって親しみやすく利用しやすい組織体制の整備

〔施策上の課題〕

- ・ 文化、スポーツ、生涯学習、ボランティア活動の促進などを通じて府民の社会参加と生活の充実を図る体制整備

(直轄、生活文化部、福祉部、労働部、教育委員会等)

- ・ 少子・高齢社会の到来、地域保健法の施行、新たな介護システムの導入等を踏まえ、保健・福祉・医療の連携強化を図る体制整備(福祉部、環境保健部等)

- ・ 豊かで快適な環境の保全と創造を図る体制整備

(環境保健部、生活文化部、農林水産部等)

- ・ 大阪経済の活性化と新たな産業社会の発展を図る体制整備

(商工部、農林水産部、労働部、企画調整部、生活文化部等)

- ・ 高度な都市機能を備えた世界都市・大阪の実現を図るため、都市基盤整備やまちづくり施策の計画的総合的な推進を図る体制整備

(土木部、建築部、企業局、企画調整部等)

(3) 再編の時期等

上記の検討方向に沿って、行政改革推進本部の中に組織機構検討委員会を設けるとともにワーキンググループも設置して検討を進める。平成9年度中に具体的方向を定め、平成10年度以降順次実施していく。

2. 人事管理について

(1) 基本的考え方

地方分権や規制緩和の推進など本府を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、府民ニーズに柔軟に対応し、効果的な施策展開を図っていくためには、限られた財源と人材を有効活用しつつ、一層簡素で効率的な行政運営体制を確立していく必要がある。

そのため、中高年齢層に偏った本府の職員の年齢構成や公務における高齢職員の雇用制度、いわゆる「新再任用制度」も視野に入れた、中長期的なスパンから定数、任用・給与管理など総合的な人事管理に取り組んでいく。

(2) 検討課題

① 定数管理

いわゆる団塊の世代の退職や新再任用制度の導入も念頭に置きながら、計画的な職員採用を進めるなど、中長期的な視点に立って、適正な定数管理を推進し、一層効率的な行政運営体制の実現を図る。

特に、今後の地方分権の進展や本府の行政需要の動向に十分留意しながら、情報化、規制緩和、公民の役割分担の見直しなどの推進を踏まえ、分権時代にふさわしい本府の職員規模について、より一層スリム化を図る観点から検討する。

② 業務執行体制、職制のあり方

効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、機動性の確保、意思決定の迅速化やスタッフ職の位置付けの明確化などの観点から、係などの業務執行体制や職制のあり方について検討を行う。

③ 高齢化時代に対応した人事管理

高齢化時代に対応した昇任管理のあり方について検討を行うとともに、新再任用制度の導入を控え、高齢職員の能力や経験が十分活用できるよう、業務内容や業務運営方法の見直しを行う。

④ 民間との人事交流の促進

経営感覚やコスト意識など民間の柔軟な発想を府政運営に活かしていくため、民間とのより効果的な人事交流のあり方について、任用形態をはじめ制度面の検討を行う。

⑤ 給与制度のあり方

国においては、民間の動向等を踏まえ、より一層成績主義を反映した給与システム、高齢社会への対応を踏まえた昇給制度などについて検討を進めることとしており、本府においても、今後の国の動向及び本府人事委員会の調査結果等を踏まえ、個人の能力と実績に応じた成績主義を反映した給与システムについて研究するとともに、中・長期的な給与制度のあり方について検討する。

3. 情報化の推進による行政システムの改革について

(1) 基本的考え方

本府においては、これまでも大型コンピュータをはじめとする各種情報機器や庁内LANなどの情報通信基盤の整備を進め、OA化による事務処理の効率化・迅速化や府民へのサービス向上に努めてきているところである。

しかしながら、インターネットの急速な普及に象徴されるように、現代社会における情報化の進展は年を追うごとにますます勢いを増し、社会活動のあらゆる局面で大きな変革をもたらしつつある。こうした中で、行政においても、改めて情報の価値を捉え直し、進歩し続ける情報化技術を行政運営システムの枢要な資源と位置づけ、最大限に活用する必要がある。行政の情報化を進めることにより、事務処理と意思決定の迅速化を通じて簡素で効率的な組織体制の実現を図るとともに、府民や市町村、各種団体等との幅広い情報の共同利用による新たな行政システムの構築をめざすことが、今後の行政改革の重要な課題である。

(2) 取り組みを進める視点

行政の情報化を進めるに当たって、従来の仕事のプロセスを変えることなく、その中の単純な業務処理部分だけをOA化するという方法では、実効ある行政システムの改革は成し得ない。情報化の効果を最大限に求めるためには、既存の個々の業務の処理手順を、簡素化、類型化、標準化等により情報化に適したプロセスに改善するとともに、事務決裁や財務管理等の庁内共通システム全般にわたって、情報化を前提としたものに組み立て直す必要がある。

また、庁内外の情報通信ネットワークを介して、大阪府の各セッション間や市町村、関係団体等との間で幅広く情報の交換や共同利用を行うことにより、より機敏で的確な行政運営を図るべきである。さらに、情報化の成果を行政内部にとどめるだけでなく、双方向の情報交流システムの整備活用により、府民サービスの向上や府民参加の促進を図っていくことも重要である。

(3) 今後の検討体制

上記のような視点に立って、本府における行政情報化推進に係る問題点を整理し、情報化技術の動向を展望しつつ、中長期的な観点から情報化の推進による行政システム改革の方向を明らかにするため、行政改革推進本部の下に、プロジェクトチームを設置し、平成9年度中を目途に行政情報化推進中期計画（仮称）を策定する。

従来、新庁舎の整備を前提として情報化による新しい行政システムの構築を検討してきた経過があるが、その成果も踏まえて、今後は環境条件の変化にかかわらず実現可能なフレキシブルなシステムの構築をめざし、随時専門家のアドバイスも得ながら検討を進める。

4. 公民の新たな役割分担の明確化について

(1) 基本的考え方

社会経済環境が大きく変化する中で、益々複雑・多様化する府民ニーズに的確に答えていくためには、行財政運営体制の改革を進めるとともに、従来担ってきた役割を当然視するのではなく、民間企業や非営利団体など民間の自主的な活動の広がりを踏まえて、21世紀において府は何をなすべきかの視点に立って、新たな役割分担を図っていく必要がある。

(2) 取り組みを進める視点

公民の新たな役割分担については、それによって限られた、財源や人材を時代の要請する施策に重点的に配分するとともに、住民の自主的な活動との連携協力を通じて、複雑・多様化する府民ニーズにより柔軟かつ幅広く応えていくことを可能とする。

そのため、以下の方向に沿ってその推進を図る。

- ① 民間の活動が十分でなかった時代に行政が先導的、補完的に担ってきた分野等民間に委ねられる業務はできる限り民間に任せる。
- ② 行政の関与が必要とされる分野においても、民間に対する規制・誘導などの行政の関与を最小限にしていく。
- ③ 引き続き行政が担うべき分野においても、民間の効率的な手法を導入する。

(3) 今後の検討体制

以上の視点に立って公民役割分担の基準を明確にするとともに、個々の分野について業務の実態や民間活動の状況に応じて、民間への業務の委託や民間への業務の移行、あるいは事業の廃止など役割分担の具体的方向と実現にあたっての問題点等について検討を進める必要がある。

あわせて、引き続き府が担う分野においても、民間の経営管理の手法の活用を図るための方策について検討を行う必要がある。

このため、行政改革推進本部の下にプロジェクトチームを設置し、随時専門家のアドバイスも得ながら検討を進め、平成9年度中を目途に基本指針を取りまとめる。

